## 1.概要

介護保険の制度改正により、平成19年4月から市役所内に市直営の地域包括支援センターを1ヶ所設置。地域包括支援センターでは、業務の一環として介護予防支援業務が位置づけられており、軽度な介護保険認定者(要支援1・2)が、できる限り自立した日常生活を送り、自分でできることを増やしていくようなケアプランを作成し、支援していく。

## 2. 歳入の状況

(単位:千円)

	X	分	平成 19 年度
サ	ービス	収入	11,660
諸	ЦΣ	入	1
歳	入 1	合 計	11,661

## 3.歳出の状況

(単位:千円)

Σ	ζ	分		平成 19 年度
サー	・ビス	事 業	費	10,830
予	備		費	831
歳	出	合	計	11,661

## 1 サービス事業費

1 介護予防サービス費 1 介護予防サービス費

[担当:高齢福祉課] P.168

2001 介護予防サービス事業に要する経費 10,830,000円

[その他 10,830,000円]

\* 特財積算根拠

[諸収入:介護予防サービス計画費収入 11,660,000 円のうち 10,830,000 円]

目的

介護保険の認定は受けているが、生活機能が改善される可能性が高い要支援 1・2 の方を対象として、個人にあった目標指向型の介護予防ケアプランを作成して要介護状態にならないように支援していく。

内容

ケアプラン作成委託料 9,328,000 円 地域包括支援センターシステム使用料 1,141,140 円 システム保守点検委託料 313,005 円